

令和8年7月24日
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 前田建設工業株式会社
業 者 の 住 所 : 東京都千代田区富士見2-10-2
2. 指名停止措置期間 : 令和8年7月24日 ~ 令和8年8月23日
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、前田建設工業株式会社の社員が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の一般競争入札を巡り、前田建設工業株式会社側が有利になる評価基準案を市幹部に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金600万円を供与したことが明らかになったものである。
5. 指名停止措置理由
前田建設工業株式会社の社員が、贈賄行為を行ったことが明らかになったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 真次 慶一（内線 2511）
（契約課直通：TEL 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 大崎 憲一（内線 290）
（経理調達課直通：TEL 092-418-3345）